

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025 年 6 月 17 日

福島県知事殿

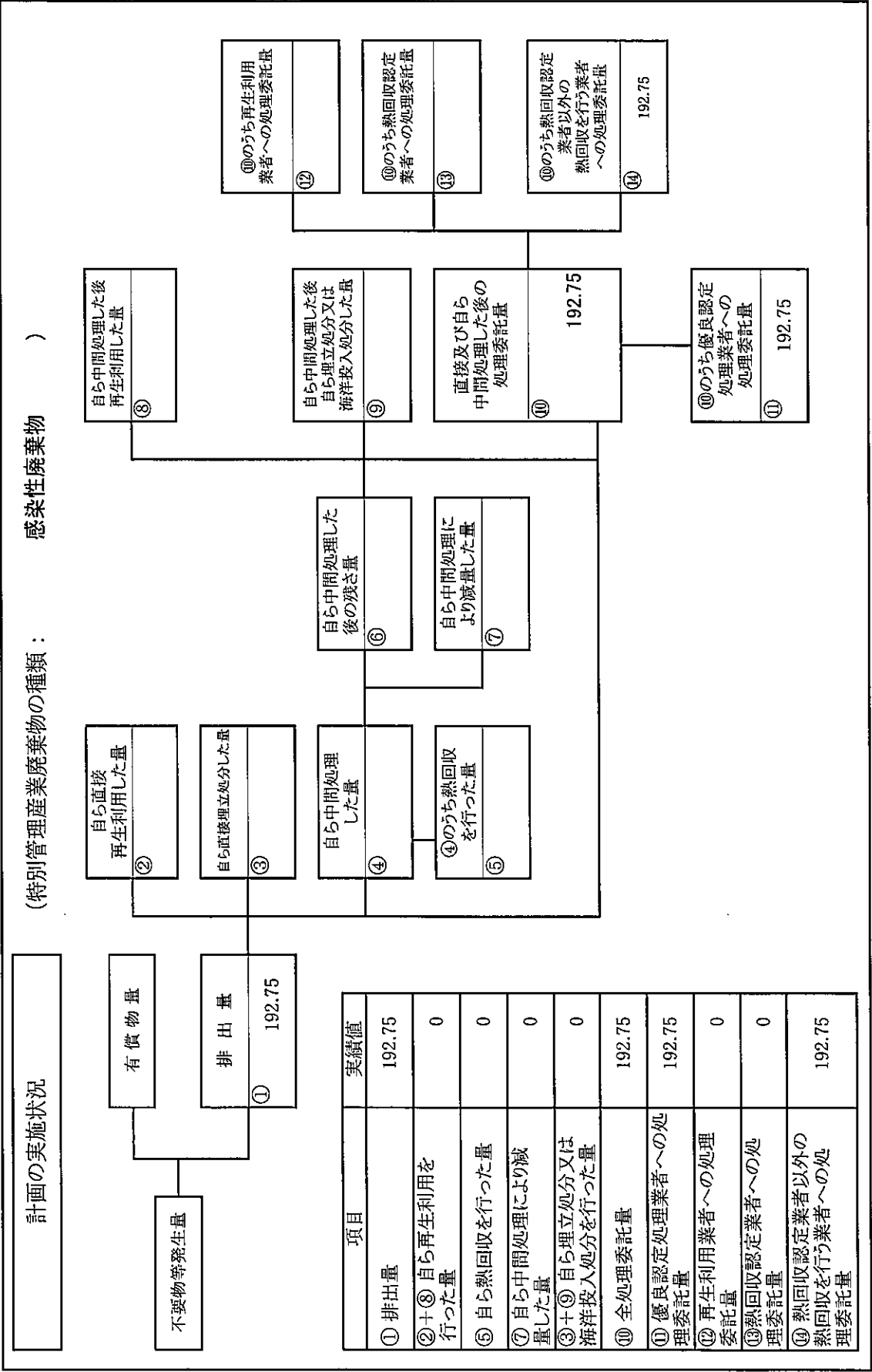


提出者
住 所 福島県会津若松市山鹿町3番27号
氏 名 一般財団法人 竹田健康財団
理事長 竹田 秀
電話番号 0242-27-5511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2024 年度の
特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	竹田綜合病院		
事業場の所在地	福島県会津若松市山鹿町3番27号		
事業の種類	中分類・医療業 小分類・病院		
特別管理産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	2024年4月1日～2025年3月31日		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	151 t	全 処 理 委 託 量	151 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	150 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	150 t
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度	197 t
		前 年 度	187 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
2019年1月より電子マニフェストに移行済み			
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 廃油(引火性廃油))

不要物等発生量

有償物量

排出量

① 0.49

② 自ら直接再生利用した量

③ 自ら直接埋立処分した量

④ 自ら中間処理した量

⑤ ④のうち熱回収を行った量

⑥ 自ら中間処理した後の残さ量

⑦ 自ら中間処理により減量した量

⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量

⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量

0.49

⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量

⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

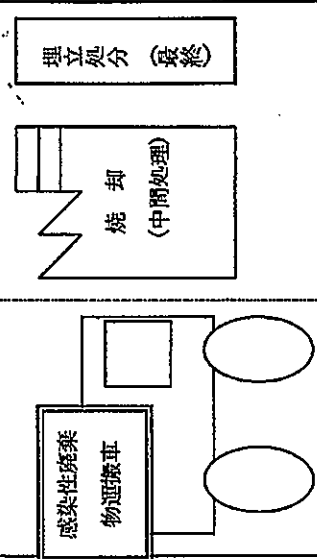
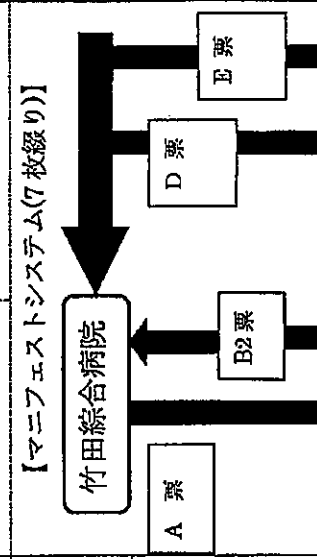
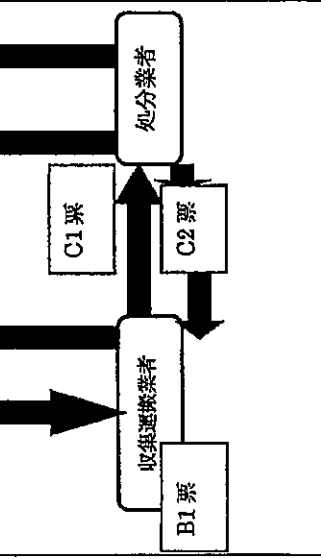
⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

項目	実績値
① 排出量	0.49
②+③ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
③+⑤ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	0.49
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

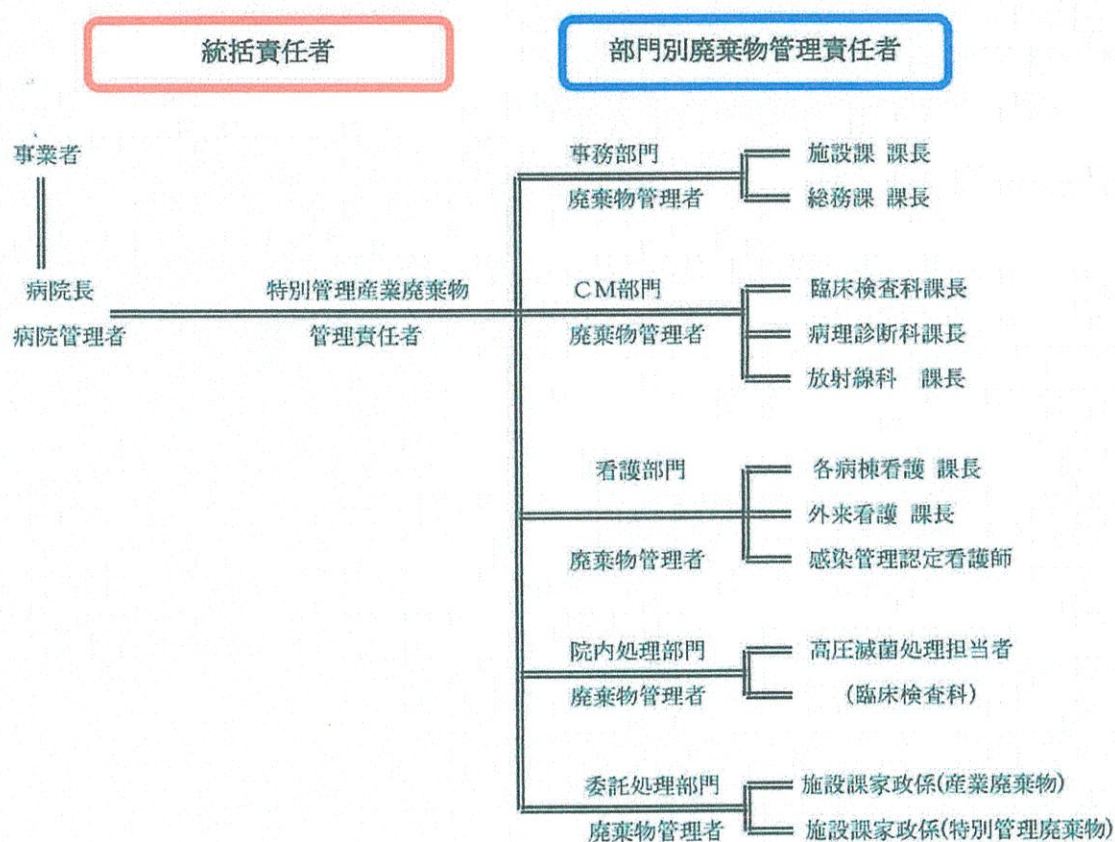
備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業実績値を廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

竹田綜合病院感染性廃棄物処理工程 別表 1

種 類	具 体 例	梱 包 (バイオハザードマーク入)	院内 収 集 運搬・保管	院内 処 理	院 外 処 理 (外 部 委 託)		
					収 集 運 搬	処 分	
血液等	血液、血清、体液 血液製剤	プラスチック容器 (白 20ℓ、 40ℓ)	【収集運搬】 看護スタッフは決 められた保管場所 まで運搬する。			【処分業者】 焼 却 (中間処理) 埋立処分 (最終)	
手術等に伴って発 生する病理廃棄物	臓器、組織	プラスチック容器 (白 20ℓ、 40ℓ) (赤 34ℓ、 1,4ℓ)	【保 管】 保管場所には、必要 な注意を表示する。				
血液等が付着した 鋭利なもの	注射針、メス 試験管、シャーレ ガラス屑等	ダンボール容器 (白 40ℓ、)	注 意 ・感染性廃棄物保管 場所につき関係者 以外立入禁止 ・許可なくして梱包 容器の持ち出し禁 止 ・梱包容器は破損し ないよう慎重に 取り扱いすること ・梱包容器の破損等 を見つけたら下記 に連絡して下さい 施 設 課 連絡先 3112				
その他血液や体液 が付着したもの	実験、手術用の手袋 エプロン、手袋等、 紙くず、繊維くず(脂 綿・ガーゼ・包帯)等	ダンボール容器 (白 40ℓ、)		オート クレープ			
病原微生物に関連 した実験・検査に用 いられたもの	試験管、シャーレ 培地 実験動物の死体等	黄色プラスチック袋 またはダンボール箱 非感染性廃棄物シールを 貼る(黄色 45ℓ 70ℓ) ◆ ハザードマークなし					
汚染物若しくはこ れらが付着した又 はそれらの恐れ のあるもの	廃プラスチック類等 紙くず、繊維くず(脱 脂綿・ガーゼ・包帯) 等	ダンボール容器 (白 40ℓ、)					
血液等が付着して ない容器等 (産業廃棄物として 処理する)	輸液ボトル、バッグ 経管栄養セット、バッグ ポリアンブール容器 プラスチック容器(消毒薬、速乾 性擦式手指消毒薬、注射 用水等)	プラスチック袋 (黄色 45ℓ 70ℓ) ◆ ハザードマークなし					

廃棄物の管理体制（組織図） 別表 2



○ 職務分担

役 割	氏 名	職 務 内 容
病院管理者 (病院長)	病院長	病院運営全般に関する管理、運営等を行い、病院全体の廃棄物処理計画の策定、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。
管理責任者 (特別管理産業廃棄物管理責任者)	感染対策委員長 (医師)	感染性廃棄物の処理等について、専門的な知識を有するもので、病院内の感染性廃棄物の実施細目を作成するなど適正処理の総括的な管理を行う。
連絡調整機関 (廃棄物担当部署責任者)	施設課長	院内処理、委託処理の各部門の廃棄物管理者等が廃棄物適正処理に係る問題について調整する機関。
廃棄物管理者	臨床検査科課長 放射線科課長 病理診断科課長	滅菌処理施設等の操作マニュアルを作成し、廃棄物の発生場所、保管施設等において廃棄物を適正に管理する。 廃液、廃アルカリ等の中和処理施設操作マニュアルを作成し、廃棄物を適正に管理する。 保管容器、梱包容器には、内容物に係る表示をする。
廃棄物担当者	施設課家政係	廃棄物が適正に処理されるよう分別、保管状態などを確認する。 処理計画、管理規定と処理内容が相違する場合は、廃棄物管理者へ連絡する